

事業主各位



高田労働基準協会長

新入者安全衛生教育講習のご案内

業務に対する知識・経験不足などによる不安全行動によって、労働災害が発生することが多々あります。特に、新入社員の皆様は、作業経験の不足や危険・有害性に関する知識が不足していることから、作業に就く前に「安全衛生の基本」を教育・指導することが、労働災害防止の観点から不可欠です。

労働安全衛生法第59条・同規則第35条では、事業者が労働者を雇入れた際には「新たに就く業務や機械設備に関する知識、就業中の安全衛生を確保するために必要な事項について教育する」ことを義務付けています。

当協会では下記により新入者安全衛生教育講習を開催いたしますので、対象者の受講を積極的に推進していただきたく、ご案内申し上げます。

なお、当協会の教育カリキュラムでは、電話対応・名刺交換方法など社会人としての一般的な接遇カリキュラムも実施しますので、1日で安全衛生教育とビジネスマナーの実践を受講できます。

記

- 1 日 時 令和4年4月6日(水) 9:00～16:40
- 2 申込期間 令和4年3月25日(金)
なお、申込順に受付けて定員50名になり次第、締め切らせていただきます。
- 3 会 場 上越人材ハイスクール(上越市高土町3-1-15)
- 4 申込方法
(1)受講料
会 員 ￥6,600 (テキスト・資料代含む)
非会員 ￥8,800 (テキスト・資料代含む)

なお、申込後のキャンセルや途中欠席などの場合でも受講料は返却できません。

(2)申込先

別添(裏面)の申込書に受講料の振込領収書(写)添付して申込下さい(FAXで可)。
なお、申込の際は、事前に定員状況をご確認ください。

高田労働基準協会

☎ 025-523-9595

FAX 025-522-9599

〒943-0803

上越市春日野1-5-10

(3)受講料振込先

第四北越銀行高田営業部 普通口座No.1807300

名義人:高田労働基準協会事務局

5 注意事項

- (1) 受講当日は午前8時30～50分の間に受付を済ませて下さい。
- (2) 受講票は発行しませんので、ご了承下さい。
- (3) 昼食は各自準備して下さい。



5 カリキュラム

- (1) 上越労働基準監督署長様によるご挨拶・安全講話
- (2) 安全な仕事の基本・安全な仕事の進め方・安全で快適な職場環境
- (3) 心とからだの健康・日常生活での安全・栄養と健康管理
- (4) 新社会人のビジネスマナー

* 全てのカリキュラム受講後、修了証を交付します。

新入者雇入時安全衛生教育申込書

受 講 日 令和4年4月6日(水)

受講No. (記入しないで 下さい。)	ふりがな	生年月日	現 住 所
	氏 名		
		昭和・平成 年 月 日生	
		昭和・平成 年 月 日生	
		昭和・平成 年 月 日生	
		昭和・平成 年 月 日生	
		昭和・平成 年 月 日生	
		昭和・平成 年 月 日生	

* ご記入いただいた個人情報は本教育及び修了証の管理以外には使用しません。

年 月 日

会員 ・ 非会員

いずれかに○印を付して下さい。

* 事業者(代表者)の捺印不要

事業所の名称



高田労働基準協会長 殿 事業所の所在地

事業者職氏名

ご担当者名：部署